

令和3年度 第7回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和3年7月12日（月）14時00分～16時12分
開催場所	横浜市役所18階 なみき18・19会議室
出席委員	奥委員（会長）、上野委員、五嶋委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員（副会長）押田委員、片谷委員、田中稲子委員、中西委員
開催形態	公開（傍聴者 5人）
議 題	1 アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 計画段階配慮書について 2 （仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書について
決定事項	
<p>議事</p> <p>1 議題</p> <p>（1）アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業 計画段階配慮書について</p> <p>ア 意見聴取の依頼</p> <p>イ 計画段階配慮書手続について事務局が説明した。</p> <p>【奥 会 長】 ありがとうございます。ただ今、本件の手続きについて説明がありましたけれども、御質問などございますでしょうか。</p> <p>はい、宮澤委員どうぞ。</p> <p>【宮澤委員】 すいません。しっかり調べてないのですけれど、判定の段階でフルアセスにするかそうじゃないかというので、その中間の選択というのはないのですか。事務局の方で教えてください。</p> <p>【事 務 局】 基本的には判定の手続きというのは、フルアセスを行うかどうか、つまり方法書以降の手続きを行うかどうか、それとも、もう手続きを行わないとなるか、その2つのどちらかになります。</p> <p>【宮澤委員】 項目を少なくするとか、そういう選択肢はないということですね。</p> <p>【事 務 局】 はい、ございません。</p> <p>【宮澤委員】 はい、ありがとうございます。</p> <p>【奥 会 長】 はい、他はいかがですか。よろしいでしょうか。特に手を挙げている方はいらっしゃらないようですので、御質問がないようでしたら、事業者に入場していただきまして、配慮書の内容について説明を受けたいと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>はい。それでは事業者の方に入って頂いてください。</p> <p>ウ 計画段階配慮書について事業者が説明した。</p> <p>エ 質疑</p> <p>【奥 会 長】 はい。御説明ありがとうございます。それでは委員の方から、ただ今の御説明について、質問や御意見がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。御意見等ある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>はい、藤倉委員お願いします。</p> <p>【藤倉委員】 はい。御説明、ありがとうございます。いくつか事業計画につい</p>	

て、確認、質問させていただきたいと思います。

まず、廃棄物焼却発電施設の建設ということなのですが、こちらで造られる焼却施設に、どのような地域から廃棄物を搬入する予定なのか、横浜市内あるいは神奈川県内さらに広域から搬入する予定があるのかどうか、これが1つ目の質問です。

2つ目は諸元に関連するのですが、日量 90 t の焼却施設ですけれど、受入ピットといいますか、ある程度受け入れたものを普通は保管をしながら焼却していくと思います。受入ピットのようなところの廃棄物の保管量は何日分あるいは何トン程度の設計の御予定か。これが2つ目の質問です。

3つ目は、この計画段階配慮書を拝見しているのですが、9 ページの表 1.3-5 に「取扱う廃棄物の計画内容」というのがあります。産廃として、燃え殻、ばいじん、金属くず、ガラス・コンクリートくず、陶磁器くずといった、普通考えるとそれ以上燃えないようなものが対象廃棄物に入っているのですが、これはどういうものを想定しているのかを教えてください。これが3問目です。

あと2つほど。発電について、1,650kW が発電出力と諸元にあるのですが、これは最初の計画の理由に廃プラなどを挙げていらしたのですが、入れる廃棄物の平均の熱量に対してですね、発電効率つまりエネルギーとして電気をどのくらい回収するような効率を設定しているのかが分かれば教えてください。

最後に、こちらで出た焼却残渣は場外に搬出するとあるのですが、最終処分はどこでどのようになされる計画なのか、そしてその運搬方法はどうか、教えてください。以上です。

【奥会長】

ありがとうございます。5点ですね、大きく。では、順番に事業者の方お願いします。

【事業者】

それでは、まず1点目から回答させていただきます。どのような地域からということですが、主にはやはり横浜市そして川崎市というやはりこの近隣になります。あまり遠いところからでは、運搬費が高くなりますので、あまりに遠距離ということは考えておりません。それ以外の地域からも運搬されることはあるでしょうけれども、主には横浜市、川崎市あたりの工業団地から出るものというように考えてございます。

続いて2番目の質問にありました保管の量については、今現在、日量処理量に対して掛ける14日分の最大保管量で計画を検討しております。

続いて3番目の、燃えないものがなぜ品目として入るのかという御質問に関してはですね、まず、例えば、燃え殻やばいじんの場合は未燃物がまだ残っているケース等々がございます。さらに金属くず、ガラスくずには油分や樹脂、最近、複合的なものが非常に増えておりますので、そういった有機物が付着していますので、それらも一緒に処理するという事で上げさせてもらっております。

次に、発電の効率というお話でしたが、指標として、今現在最大で1,650kW の発電を計画する中で、施設の今回の焼却施設単独だと、だいたい600から700 kW を使いますので、最大で1,000 kW ぐらいは余剰が出ると。今現在の計画の段階では、熱回収効率はおそらく16%から17%ぐらいを達成できるのではないかと計画を進めております。

最後に最終処分場に関しては、埋立処分場は東日本側であったり、中

部方面とか、県外の方に埋立物は持っていく計画です。車両に関しては、大型トラックを予定しております。以上、5つの回答とさせていただきます。

【奥会長】 藤倉委員いかがですか。

【藤倉委員】 2つについて、更に確認なのですが、まず保管量の14日分というのは配慮書のどこかに書かれていますか。

【事業者】 配慮書の中には保管容量までは、まだ計画段階の中では詳細を決めておりませんので書いておりません。

【藤倉委員】 分かりました。それからもう1つ、最終処分の県外というのは、すでにアサヒプリテックさんがもう契約をしているというか、要するに、確実に見込みがある処分先を確保しているという理解でよろしいでしょうか。

【事業者】 契約としてはですね、今後のところもあります、関係会社の中でも最終処分場との取引も多く持っておりますので、問題なく進められるという認識でおります。

【藤倉委員】 分かりました。ありがとうございました。

【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。他の方はいかがですか。

【五嶋委員】 すいません。五嶋です。

【奥会長】 五嶋委員。はい、どうぞ。

【五嶋委員】 今回の御質問ともちょっと関係するのですが、横浜、川崎近辺の廃棄物を対象にするというお話でしたけれど、横浜、川崎地区のだいたい何割くらいの対象物を対象にされているかということが1つ。

それから2つ目は、これは確認なのですが、リサイクルは対象に主にしないと、リサイクルはセメントでしたっけ、そういうセメントの材料のみをリサイクルの対象にする、後はリサイクルを前提にしないということではよろしいのか、正しいかどうかということが2点目。

それから、ちょっと聞き逃したかもしれないのですが、保冷設備ということをおっしゃっていましたね。それで、病院とかあるいは感染性のものを対象にするときに、保冷設備というのを考えていると。この点に関してもう少し詳しく教えていただきたいなど。以上です。3点お願いします。

【奥会長】 3点ですね。はい。それではお答えをお願いいたします。

【事業者】 それではまず1点目ですけれども、何割かということなのですが、統計によりますと、今、神奈川県での産業廃棄物の発生量というのが年間で1,800万tとされています。内、横浜市だけで約3割とされています。ということでいうと、540万tくらいですかね、これが横浜市で出ている産業廃棄物ということになります。現在、私達が計画しているものは日量90t、掛ける定期修繕工事等がございますから300日稼働して2万7,000tというか、3万tとしましても540万tの3%、残念ながら5%いくかいかないかぐらいの形ですかね。そのような形でございます。

廃プラスチックにつきましては、当然リサイクルできるものはどんどんリサイクルさせて頂きます。私どもにもですね、ケミカルリサイクルを控えて、当然今現在もセメント会社さんといろんな形でリサイクル品になるものを提供させていただいておりますし、廃プラなども直接供給

させていただいております。新たに石油会社さん、まだまだ計画段階ですけれども、いろんなアプローチなどもございます。ですから、いい廃棄物はどんどんリサイクルに回していきたいなとは思っておりますが、先ほどちらっと申し上げましたように、なかなかマルチですね、リサイクルしようという形になりますと、前処理、選別、洗浄というのでしょいかね、そういうものがこれから求められると思っております。まだ、ケミカルリサイクルに関しましては、もう皆さんの方がよく御存じだと思います、逆に教えてもらいたいぐらいなのですが、まだまだ技術が確立されてないところもございます。今後なのですけれども、残渣がある程度出てくると私どもは思っております。ですから、そういう各種リサイクルと、私どもが進めようと思っているこの焼却は、表裏一体になるかなと思っておりますので、御理解いただければと。単に燃やすだけではなくて、発電もしたいなど、有効利用したいなというふうに考えております。よろしくお願ひします。

続いて三つ目のご質問にあった感染性廃棄物について、まず保管に関しては、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づく感染性廃棄物処理マニュアルの規定に基づいて管理をさせていただきます。基本的に保管に適した保冷や冷蔵施設、温度管理ができる設備を設けること、消毒設備を設けること、他の廃棄物と区画できるような構造、そういったことを計画していきます。以上です。

【五嶋委員】

はい。2点目に関して追加の質問ですけれども、全体の非常にごく一部だと、数%だということだとすると、これ確認なのですけれども、特に現段階では、対象物については各処理施設ごとに、何かこう処理対象に対して役割分担をすとかそういう計画は現段階ではない。今、おっしゃった様に、前処理が非常に多岐に渡るので、今後の課題だということに理解してよろしいでしょうか。今のところはそういう区別はなく、各廃棄物処理施設の中では特にこの施設がユニークな対象物を扱うという計画はないというふうに考えてよろしいですか。

【事業者】

そうですね、特別ユニークというわけではございません。はい、申し訳ございません。ただ、いろんなリサイクル施設がこれからもどんどん出てくるでしょうけれども、どうしてもやはり選別残渣ですとか、そういうものが出てきますので表裏一体ということでございます。

【五嶋委員】

はい。

【事業者】

あとすみません。先ほど私、5%と申し上げましたけれども、540万tの内2万7,000tなので、0.5%ですか。すいませんでした。数字を間違えました。

【奥会長】

よろしいでしょうか。他の委員いかがですか。どうでしょうか、手を挙げていらっしゃる方は。はい、宮澤委員どうぞ。その後、田中修三委員お願ひします。

【宮澤委員】

今回、焼却ということで、CO₂の関係でいうと焼却をする、その分発電をするのですということですが、この辺のバランスはどんなふうになっているか教えていただけますでしょうか。

それからもう1つ、今回、燃やしたものを減温したりするのですけれども、周辺の海水での減温とかそういうことは考えてない、このシステムでは海水を温めるとかそういう発想はないのですか。その2点を教え

てください。

【奥会長】 はい、お願いいたします。

【事業者】 はい。2点の御質問に回答します。まず、今回CO₂の削減というところでは、廃棄物を燃やすことによって発生する二酸化炭素量が約3万5,000 t-CO₂/年くらいで、発電をフルにしたときにマイナス5,000 t-CO₂/年。マイナスに関しては、一昨年東京電力さんのCO₂係数をもとに算出した場合に、そのようなバランスになると御理解願います。

次に、海水の利用というところになりますと、減温塔の中に海水を入れてしまうと塩類の析出等々ですね、煙道の閉塞等々を招いたりするようリスクもあるのと、あと当然ボイラー設備になりますので、現在、海水の利用はできないようになっております。以上です。

【宮澤委員】 ありがとうございます。

【奥会長】 はい、よろしいですか。

【宮澤委員】 はい。

【奥会長】 それでは、田中修三委員どうぞ。

【田中修三委員】 はい。私ちょうど説明が終わったときに入ってきたので、既に御説明が済んでいるかもしれないのですが、配慮書を見せていただけてちょっと気付いたことをお聞きしたいと思います。

取り扱う廃棄物の中にですね、特定有害産業廃棄物が入っているのですけれども、配慮書の9ページの表1.3-5ですね、特定有害産業廃棄物と書いて括弧して汚泥、廃酸、ばいじんと書いてあるのですが、それ以外の特定有害産業廃棄物、例えばPCB関連とか水銀とか、あるいは指定下水汚泥とか、あるいは廃石綿ですね、そういったものは扱わないということでしょうか。

【事業者】 はい、PCBですとか、アスベストですとか、そういうものは考えてはおりません。

【田中修三委員】 そうですか。解体をするときに、アスベスト建材等の調査も行うと、工事のときにですね、そういうような内容になっていましたが、アスベストを使っている可能性もあるのですか。

【事業者】 特別管理産業廃棄物に分類されるような廃石綿は考えてはおりません。ただし、普通の産業廃棄物の中にはですね、もう御存じの通り、廃プラスチック類の中に石綿含有廃棄物というものがございますので、その辺りの許可はですね、取らさしていただこうかなとは思っております。

ちょっと補足します。解体の時にアスベストが含まれているかどうかにつきましては、現状調査をします。ただ年代としては、まだそこまで古くない施設なのですけれども、混合材として一部含まれている可能性がありますので、調査後に発見した場合は適切な処理を行う計画とさせて頂きます。以上です。

【田中修三委員】 分かりました。もう1点なのですが、土壌汚染があった場合に土対法（土壌汚染対策法）に基づいて調査を行って対策を講じるという内容になっているのですけれども、今回の計画区域の近傍に、指定区域がございますね。指定の128という番号の区域ですね。お隣ですね。クロロエチレンとか鉛とかフッ素の汚染のようなのですが、これは、アサヒプリテックさんと全然違う企業の土地なのですよね、ここは。

- 【事業者】 はい。今、現在、形質変更時要届出区域として上がっているところは、弊社の事業地ではございません。
- 【田中修三委員】 ここは、もし差し支えなければ、どういう事業をやっておられるところなのですかね。分かりますか。
- 【事業者】 製造業という認識しております。
- 【田中修三委員】 そうですか。そうは言うものの、多少は、お隣なので、土壌中の移動が起きていれば土壌の汚染がないとは言えない面もあるので、土壌汚染の調査をやられるということですがけれども、ぜひしっかりやっていただきたいと思いますので、そこは、希望でございます。
- 【事業者】 分かりました。
- 【田中修三委員】 以上です。
- 【奥会長】 ありがとうございます。他の委員の方はいかがですか。
- 【上野委員】 はい、上野委員お願いいたします。
- 【上野委員】 計画段階配慮の書かれていることでちょっと質問させていただきたいのですが、(配慮事項)14番のところ、騒音・振動の関連で蒸気タービンだとか、屋内、建屋内に設置することで配慮しますというような内容が書かれているのですが、例えば、その解体だとか、何か破碎だとか、ここに書かれていないような騒音を発生するような機器はないのかというか、その辺をちょっとお聞きしたいのですがけれども。
- 【奥会長】 はい、いかがでしょうか。
- 【事業者】 はい。基本的に配慮書の中では施設の稼働に伴う対策として書かせてもらいましたが、当然、工事中の騒音に関してもですね、許容限度ですかね、その辺をちゃんと遵守した計画を立てて、集中した工事にならないように配慮してまいります。
- 【上野委員】 施設の運用においては、ここに書かれているようなものが、主な騒音源という理解で、認識で大丈夫ですかね。
- 【事業者】 はい、問題ございません。
- 【上野委員】 はい、分かりました。
- 【奥会長】 上野委員よろしいですか。
- 【上野委員】 はい、ありがとうございます。
- 【奥会長】 他の委員はいかがでしょうか。手を挙げていらっしゃる方は、いらっしゃらないかな。
- 廃熱利用についてなのですが、先ほど、自所で使われるのは600kWぐらいで、1,000kWは余剰電力になるだろうという御説明だったかと思いますが、その場合、売電若しくは地域利用という記載がございまして、地域利用としては、具体的にどういうことをお考えなのでしょうか。そこを教えていただければと思います。
- 【事業者】 はい。具体的には、まだ地域の方々との話し合いをさせていただいているわけではございません。ただ1,000kW余りが余るということで、既に捉え方なのでしょうけれども、グリーン電力ですねと、うちで買わしてくださいと言っている方は実はいらっしゃることはいらっしゃいます。ただ、私どもの方としては、単に売るだけではあまり面白くないので、まだまだこの先3年、4年ぐらいかなと思っていますので、今、水素ですとか、メタンですとか、いろんな形で電気の有効利用、カーボンニュートラルに向けて動きがございまして、技術的なで

すね、ちょっと検討もしながらやっていきたいな、有効利用していきたいなというように考えております。

【奥会長】 はい、これから詳細は検討されていくということですね。

【事業者】 すいません。そういうことです。

【奥会長】 はい。

【事業者】 1点だけ補足させてもらいます。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事業者】 廃棄物発電に伴う電気なので、小売電力事業さんとかは、大変興味は持たれているのですが、明確にまだグリーン電力として認められるかどうかは、また別の話になりますので、ニーズとしては、お声掛けはいただけていると御理解願います。

【奥会長】 分かりました。ありがとうございます。

はい、藤倉委員どうぞ。

【藤倉委員】 横浜市の方に先ほどの手続きのところで確認すべきだったかもしれないのですが、この事業は、計画段階配慮事業で第2分類なので、この後、いわゆるアセスになるかどうかという話があるのですが、それとは別に廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）のミニアセス、あるいは廃掃法のおそらく許可を新設で申請して、許可取得するまでにまた結構時間がかかると思うのですが、廃掃法上の手続きと、このアセスというのはどういう時間関係になるかをちょっと教えていただけますか。

【奥会長】 はい、事務局ですかね。

【事務局】 事務局からお答えいたします。時間的な関係というところは規定しておりません。だいたい一般的にはですね、アセスの手続きが終わったあたりで、廃掃法の手続きに入っている場合が多いかなというのが印象でございます。本事業につきましては、廃掃法の手続きが必要になってくるかと考えております。

【奥会長】 はい。

【藤倉委員】 そうすると、いわゆる法アセスしなくても、その後に廃棄物処理法の、いわゆる廃掃法アセスもあるし、さらに許可の段階での様々な廃棄物処理施設としてのチェックが、おそらくかなり綿密になされるという理解でよろしいですね。

【事務局】 本事業、法アセスと申しますか、条例アセスの対象でございますが、先生がおっしゃるとおり、アセスをしないという場合になっても、先生がおっしゃるような手続きがかかってくるということでございます。

【奥会長】 はい。

【藤倉委員】 分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 はい。よろしいでしょうか。他の方がいかがでしょうか。追加で御意見、御質問等ございませんか。はい。大丈夫そうですね。それでは、追加での御質問等ないようですので、事業者の皆様どうもありがとうございました。

オ 審議

【奥会長】 それでは審議に入ります。追加で御質問、御意見ありましたら、お願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

配慮書の段階では諮問、答申という形はとりませんので、審査会の意見を聴くということになっております。審査会の意見を聴いた上で配慮市長意見書を作成するということになっておりますので、その旨、御理解をお願いいたします。

事務局の方で何か確認されたいことはございますか。大丈夫でしょうか。

【事務局】 そうですね。もしよろしければですね、色々御質問頂いて、事業計画等々、先生方のほうで御理解が進んだかと思えます。何かこの事業に対して、こういった配慮をしてほしいみたいな御意見等ございましたら、是非お願いしたいかと思えます。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【藤倉委員】 よろしいですか。

【奥会長】 はい、どうぞ。藤倉委員。

【藤倉委員】 確認ですが、今日、配慮書に書かれてないことを質問したらお答えをいくつかいただいたわけですが、これがどういう形で表に出るのか。配慮書の修正なのか、改めてこの審査会で、こういう点は明らかにされたいとか言って、それに対する答えが事業者から出てくるような形をとるのか。要するにどこまで情報を公開しておくかっていうのが1つ大事なところだと思うのですが、その点は、手続き的にどうなるのでしょうか。

【奥会長】 はい。事務局からお答えになりますか。

【事務局】 今日の質疑につきましては、議事録という形で1つは公開されます。それと、先生の方からですね、今、配慮書段階でございますので、環境配慮を考える上でこれについて明らかにしてほしいということがございましたら、言っていただければ、事業者の方と調整してまいりたいと思えます。また一方ですね、環境への影響がどの程度あるかといった、そういったものに関しましては、この後の判定手続きの方がございますので、その段階でこういった資料を用意して欲しいという御要望があれば、それについてもお伺いしまして、事業者の方と調整いたしまして、必要であればその資料を用意しておくといったこともございます。何か先生の方から、こういった資料が欲しいということがあれば、今、承ります。

【奥会長】 はい。個々に改めて、今繰り返しておっしゃっていただく必要も恐らくないかと思えますけれども、特にピットの保管量ですとか、処理計画、燃えないもののバランスとか、出力の関係ですとか、あとは地域利用の構想がどうなっているのかとか、色々御質問がありましたので、あとは温室効果ガス排出量のバランスですよね、それがどうなっているのかっていったようなこと、全て、今日お答えいただいた中身については、また判定届出書の段階でおそらくもう少し定量的にしっかりと資料は出していただくということにはなるかと思えますけれども、今後にもその辺は明らかにしてもらおうようにということ、是非事業者の方にお伝えいただければいいのかと思えます。

【事務局】 はい、そうさせていただきます。

【奥会長】 よろしいでしょうか、委員の皆様も。そのように御対応いただくということで。はい、ありがとうございました。それではそのようにさせて

いただきます。

また、本件について、次回審議をする際には配慮市長意見書案を事務局の方で準備してくださるということになりますね。それをまた御確認いただいて、皆様から御意見をいただくということになりますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、他に御意見がないようでしたら、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。

(2) (仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判定届出書について

ア 諮問

イ 第2分類事業に係る判定手続等について事務局が説明した。

ウ 第2分類事業判定届出書の概要について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明について、委員のほうから何か御質問、御意見ございましたら、お願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。何かございましたら、挙手をお願いいたします。

はい、宮澤委員どうぞ。

【宮澤委員】 防災計画について配慮していただきまして、ありがとうございました。質問なのですけれども、(スライド)13のところのですけれども、地震対策、浸水対策ですね。この耐震などの強度を確保するということが、どの程度の強度の確保を予定しているかを現段階で分かりましたら教えていただきたい。

それから、地下浸透防止ということで床も強度を上げるということですから、どの程度のものなのか。おおよそ現状で分かりましたらお教えいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

【奥会長】 はい、事業者の方、お願ひいたします。

【事業者】 御質問のありました地震の強度でございますが、現時点で具体的に震度いくつとかですね、そのことはまだ決めておりません。これから設計に入るわけでございますが、とはいっても想定する地震は今、慶長型とかいろいろございますので、それを踏まえて耐震設計をやっていく予定でございます。

それから、浸透の件でございますけれども、仕様については、私もあまり詳しくはないですが、いずれにせよ薬品がこぼれた場合に、地面に染み込まないように配慮させていただくことを考えております。以上でございます。

【奥会長】 はい、宮澤委員。

【宮澤委員】 第2分類判定届出の要件として、届出には要らないのではないかと、いうもっぱらの意見ですが、一番初めのところの、これはアのところですかね。地域が閉鎖性の高い水域かどうかというところで、見解が分かれるかと思ひます。東京湾で、さらに運河と埋立地というところですから、閉鎖性水域と言ひてもおかしくないのではないかと。そしたら、フルアセスしなくちゃいけないかという、それはいくらなんでも気の毒だと思ひるので、防災計画のところでの、これは私の意見ですけれど

も、強度について十分な強度を確保した、配慮したものにしていただくということを条件にして、閉鎖性水域ではないという判断もいいかなと思っております。以上です。

【奥会長】 はい。閉鎖性水域かどうかは、おそらく分かりますよね。この水交換がどの程度あるのかということは分かるころだと思います。事業者の方、何かデータはありますか。

【事業者】 はい。水交換の具体的なデータというところが、現時点ではありません。以上です。

【奥会長】 はい。ただ判定届出書のほうには、「水交換があるため、汚染物質が滞留しやすい地域ではないと考えられます。」というふうにありますので、もう少し根拠を明確にいただければ、そもそもこの閉鎖性水域に該当するかどうかクリアになります。そこはどうでしょうか。

【事業者】 今、御意見のほうで閉鎖系ではないかという御意見を承りまして、私どもその辺を考えていきたいと思っております。あと、もし閉鎖系とした場合の対処の仕方という貴重なコメントもいただいたと認識しておりますので、ちょっと検討していきたいと考えております。ありがとうございました。

【奥会長】 ありがとうございます。他はいかがですか。

【五嶋委員】 すみません。五嶋です。

【奥会長】 五嶋委員ですか。はい、どうぞ。

【五嶋委員】 今の宮澤委員の御質問と関係するのですが、防災計画ですね。廃油タンクやオイルタンク、これ自体の強度を持たせるという形なのですが、それを繋ぐパイプですね。地震があったときに、パイプが外れるあるいは破損するという可能性があるのですが、そのリスクをどう考えるかということをもつて伺いたいのです。

あともう一つは、先ほど大気汚染の基準について、光化学オキシダント以外は基準を満たしていたと表現されておりました。光化学オキシダントというのは時間ごとにレベルを測定するのではないかなと思うのですが、どの時点でどの程度、基準よりオーバーしていたかというのを教えていただきたいです。

【事業者】 まず、最初の御質問ありました配管等々の地震の対策でございますが、おっしゃるとおり、配管も地震や梗塞によっては繋ぎ目、フランジから漏れるわけでございますけれども、最終的には配管ループ等々を見た上で、設計上決めたいと思っております。設計した地震の荷重によって、やはり過大な影響を受けるならば、そこに例えばフレキシブルなベローズを入れるとか、そういう対策も考えていきたいと思っておりますので、一度設計が固まった時点でループとか、貫通部の影響等を見た上で、最終的に対応が必要ならばそのようなことも考えていく。なければ、配管だけの剛性でも耐えることもございますので、あくまで設計を見た上で決めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

【奥会長】 それから、光化学オキシダントについてはいかがですか。

【事業者】 スライドでは御用意していませんが、お手元でございます判定届出書添付資料の3-10ページに、大気質測定結果表3.1-4という表がございます。こちらの表は、地域の概況ということで調べた内容を掲載させていただいております。左側に項目がございまして、下から2番目に光化学オ

キシダントの項目がございます。表の上の方に年度が書かれておりまして、平成 27 年度から令和元年度までの結果ということでございます。出典につきましては、横浜市のホームページ、令和 3 年 6 月調べということでございます。この表の中で薄墨を付けさせていただいておりますけれども、不適合という年度の結果がございます。この基準については、その×の上のところがございますけれども、昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数ですとか、昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数が何日なのかと、そういったものがございまして、このあたりで不適合というふうに判断がされてございます。以上でございます。

【奥会長】 はい、五嶋委員。

【五嶋委員】 それに対しては今後どういう検討あるいは対策をしていこうという、あるいは、これは特に全体から見ると環境に対する負荷が問題にならないというふうに考えていらっしゃるのか、その辺の見解を伺いたいです。

【事業者】 はい。光化学オキシダントの基準超過につきましては全国的な状況ということで、今回のこの事業自体が、何かしらこの光化学オキシダントに対する影響を与えるかと言ったところはおそらくないのではないかなというふうに考えてございます。

【奥会長】 はい、そうですね。五嶋委員、よろしいですか。

【五嶋委員】 はい、結構です。

【奥会長】 はい、他はいかがでしょうか。他に手を挙げている方はいらっしゃらないでしょうか。大丈夫ですか。特に御意見、御質問ないようですね。では、ないようでしたら、事業者の皆様、どうもありがとうございます。会場からの御退室をお願いいたします。

オ 審議

【奥会長】 それでは、審議に入ります。御意見がございましたら、お願いしたいと思っております。特に今回はフルアセスが必要かどうかという判断を求められているということですので、その点についてはいかがでしょうか。判定届出書添付資料の中で、この施行規則 15 条 1 項 1 号、2 号それぞれの該当性と判定基準に照らしての考え方が整理されておりますけれども、そこを踏まえて御意見ございましたら、お願いしたいと思っております。

整理しますと、15 条 1 項 1 号については閉鎖性水域かどうか、そこは実際のところ分からないということではございましたけれども、そこに該当する可能性はなきにしもあらずということだったかと思っております。それがアですね。

イとして、配慮が必要な施設があるかどうかについては、施設自体は幼稚園と病院が近隣に存在するということがございました。ウの自然度の高い植生の地域等については、これはないということだったかと思っております。

それから、15 条 1 項 2 号の判定基準につきましては、近隣に特別緑地保全地区ですとか、ふれあいの樹林、鳥獣保護区がこの調査区域の中にはありましたけれども、いずれもこの計画地からは離れているということだったかと思っておりますので、こちらは該当がないというふうに判断できるかと思っております。

ですので、15条1項1号のほうに、配慮を要する施設等があると、もしくは汚染物質等が滞留しやすいエリアが存在する可能性があるということです。それだけではなく、「かつ」というのが、先ほどの一番最初の事務局の説明資料（事務局資料「第2分類事業に係る判定とその後の手続」）にあったかと思いますが、それをちょっと出していただいてもよろしいですか。「かつ」が条件ですね。これは高層建築物の建設事業が例になっています。今回は自然科学研究所の建設ということですが、事業によって相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうかというところ、この配慮を要する施設が存在があり、プラス相当程度の影響を及ぼすおそれがこの事業によって、それらの対象に対してあるかどうか。それが認められればアセス手続を行うという判断になります。

この、相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるかどうか、この点はいかがでしょうか。それぞれの御専門の立場から、御意見を頂戴できればと思います。いかがですか。

はい、どうぞ五嶋委員。

【五嶋委員】 かつての事例であったかと思うのです。高層でなくても、その施設で相当程度の環境影響を場合によっては起こす可能性のある施設として、まず考えられるのは、この事業では研究所の中にいわゆるライフサイエンス、生物学を対象とする研究が行われる可能性がある。生物学研究、おそらく分子生物学的な手法を使っているいろいろなウイルスベクターですとか、それから動物も対象となるのだらうと思うのです。そういうものはアセスの対象になっていたかと思うのです。そういう観点からすると、この「かつ」というところは、ちょっと要素としてはあるのではないかなというふうに思うのですけれど、いかがでしょうか。

【奥会長】 どの事例をおっしゃっているのですか、過去の事例というのは。これは、高層建築物の建設事業の実施というのは例ですので、今回の場合は高層建築物ではなくて自然科学研究所の建設です。

【五嶋委員】 高層でなくてもです。

【奥会長】 それによって、相当程度の環境への影響を及ぼすおそれがあるのではないかということですか。

【五嶋委員】 そういう事例、例えば、感染のような疾患、例えば今回のコロナの感染等があります。いわゆる感染のような現象を取り扱うような研究対象の場合には、当然規則としては、遺伝子の配列の組換えの実験の承認を得るとかですね、それから感染した物質に対する法律等で決められている廃棄のルールというのがあるわけなのですけれど、そういうものが対象になる可能性があるのではないかというふうに考えるのです。例えば中外の研究所がありましたね、戸塚だったかな。中外研究所ではそういった実験をかなり広範に行う事業計画だったかと思うのですけれど、アセスの対象になっていたかと思うのです。

【奥会長】 中外製薬と、この事業（ENEOS）は自然科学研究所となっていますが、これはENEOSですので、そもそもそういう遺伝子組換えのようなことが行われるかというところは、多分かなりその内容が違うと思います。

【五嶋委員】 それも、もしかしたら事業者に直接確認すべきだったかと思ったのですが、ただそのライフサイエンスの分野の研究を行うと明記されてい

たので、ライフサイエンスというとは普通は遺伝子改変とか組換えウイルスとかそういうものを使うのが普通なので、新しい新規事業に参入するという事だったのかなというふうに思ったので、是非そういう意見として申し上げたということです。

【奥会長】 どういう実験、研究がなされるかというところを、もう一度確認されたいということですか。

【五嶋委員】 そうですね。そのほうがいいかなというふうに思います。

ライフサイエンス分野といっても確かに、素材の開発とかそういうことが中心なのか、それともそういう微生物、病害微生物等あるいは組換えDNA等を使う、動物実験を行うという実験をかなりやるということであれば、やはりアセスの対象になるのではないかなと。ですので、その辺の資料をいただくと非常に判断しやすいかなと思います。

【奥会長】 判定届出書添付資料の中の1-11から1-12ページ、その辺りにかけて研究内容の説明はございますけれども、その中にライフサイエンスの研究開発というのは入っていて、その中身がよくわからないと。

【五嶋委員】 そうですね。中身がライフサイエンスって非常に広いので、そういうものを含む可能性はちょっと考えたほうがいいかなと。

【奥会長】 そこは確認をしていただく必要があるということで、よろしいでしょうか。分かりました。

他はいかがですか。いずれにしても、今日判断しなければいけないというわけではないので、方向性を出せばなと思いましたが、まだこの辺をクリアにと言いますか、確認をしないと判断ができないという点がございましたら、出していただければと思いますが、いかがですか。1点、五嶋委員から御指摘があった点は、確認をさせていただければと思います。それから閉鎖性水域の点もできれば、確認をお願いします。他、いかがでしょう。

【藤倉委員】 すみません。

【奥会長】 はい、藤倉委員どうぞ。

【藤倉委員】 今回のライフサイエンスの件は、この資料（第2分類事業判定届出書添付資料）の1-12ページの中程に、「カルタヘナ法に基づいて」とか、「BL-2の指定を行います。」ということで、いわゆる法に基づく対応はするような話にはなっているのかなと理解したのです。なので、これに更に聞くとしたら何を聞くのかが、私分からないので、ちょっと参考までに教えていただきたいと思いました。私の意見としては、他の自治体でもアセスの委員などをやってきましたけれど、変な言い方ですが、相場観としては、それほど環境影響が大きい施設とは私は余り感じられないという感想だけ申し上げておきたいと思います。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるとまでは言えないのではないかと、そういう御意見ですね。

五嶋委員、（第2分類事業判定届出書添付資料）1-12ページのところにあります記述では、不十分だということですか。

【五嶋委員】 私もアセスの経験がそれほどあるわけじゃないのですが、中外の場合にもそういう普通の通常の規定、ルールに従って行っていく姿勢はあったのです。なので、その上でやはり推測ですけど、中外の場合は組換えDNAの実験を非常に広範にやると、ただ実験の内容の割合から

すると生物学研究のかなり主だったところをやるということは明白だったので、アセスの対象だったという。これはあくまで私の推測ですけど、ただその事業の内容の割合、程度がどの程度か伺ったのは、ちょっと知っておきたいなということはありません。具体的な実験が分かりますと、そういった評価も非常に行いやすいなという印象です。

【奥会長】 はい。中外製薬のときは、あれは第2分類でしたか。

【事務局】 中外製薬の場合は、(自然科学)研究所の要件としましては、敷地面積となっていてございまして、中外製薬の場合は敷地がかなり大きかったので、第1分類の事業となっていてございます。

【奥会長】 そうですね。なので、最初からもうフルアセスが前提の事業でした。

【五嶋委員】 そうすると、中外の場合もそういった研究内容が対象になったわけではないのですね。

【事務局】 そうですね。はい、敷地面積です。

【五嶋委員】 そうすると、これもその対象の大きな、アセスの対象にならないかもしれないということですね。

【事務局】 第2分類事業は、おおよそ規模要件としまして、第1分類事業の75%となっていてございます。中外製薬の場合は、敷地面積が十分に第1分類事業の規模を超えていましたので、第1分類事業としてフルアセスをしてございます。今回の事業に関しては、第1分類事業には至っていない規模でございますので、第2分類事業として届け出てございます。あくまでも、研究所の敷地面積の規模要件で決まっています。

【奥会長】 よろしいですか、五嶋委員。では、研究の内容がもう少し分かればということですか。

【五嶋委員】 いや、今のお話で了解しました。

【奥会長】 大丈夫ですか。

【五嶋委員】 はい。

【奥会長】 何か情報がいただけるのであれば、確認していただいてもいいかと思えます。

他はいかがでしょうか。御意見お願いいたします。この「相当程度の環境影響を及ぼすおそれ」のところの判断が今、求められています。そこが鍵になりますので、いかがですか。

【宮澤委員】 宮澤です。

【奥会長】 はい。どうぞ宮澤委員。

【宮澤委員】 よろしいですか。どうしてもこの手の判断が、フルアセスをするかしないかというゼロか100かでその中間がない。必要なところはちゃんとやりますよ、選別的にこれだけはやろうとか、10あるうちの1つか2つやろうかという選択があれば、多分僕たちはやりやすいのだろうと思うのです。本件はそれができないとなれば、もしその判定上そこまでいらないだろうということになれば、その場合には、このときに判定意見書でもいいのですけれども、私達の意見としてここは注意してほしいとか、ここは手厚くやってくださいとか、意見を付け加えるというのは多分制度的には予定してないのしょうけれど、私達の運用としてそういうことを考えてもいいのではないかと、そんなふうに五嶋委員のお話を聞いていてそう思いました。以上です。

【奥 会 長】 はい。フルアセスは不要だけれども、こういったところを是非留意してくださいというのは、付言をすることはできるはずですので、今までそういったことはあったかと思えます。どこをどうしっかりとやってもらう必要があるのかということをお意見としていただければ、それは最終のまとめのときに盛り込んでいただくということで、対応可能ですので、是非そこをお願いいたします。

はい、他の委員はいかがですか。よろしいでしょうか。どうでしょうか、事務局、今日のところは。

【事 務 局】 閉鎖性水域のところにつきまして、閉鎖性水域に該当するかしらないかといった御質問が生まれて、事業者のほうも「少し検討させてください。」というお答えをさせていただきますので、そこを事業者から補足説明できるかどうかというのを調整したいと思います。また、今日、大気の片谷委員もいらっしゃいませんし、少し大気的なところからの御意見も伺っておいたほうがいいのかというふうに事務局としても考えてさせていただきますので、そういったところを次回以降ですね、進めていただければと思います。また必要であれば、五嶋委員が御質問されたライフサイエンスの研究といったものが、どの程度の規模のものなのかといったところも、事務局のほうからちょっと事業者のほうに確認いたしましたので、御説明が必要ということであれば、補足資料のほうを提出したいと思います。

【奥 会 長】 はい、そうですね。是非、そこは事業者のほうに確認をお願いいたします。

それでは、現段階で特に御意見ないようでしたら、本件につきましてはまた継続審議ということで、いくつか確認事項もさせていただきますので、また次回に、事業者の方に御説明いただいた上で判断していくことにさせていただきます。それでよろしいでしょうか、はい。ありがとうございました。

それでは、本件に関する本日の審議はこれで終了とさせていただきます。本日の審議内容につきましては、後日会議録案で御確認くださいますようお願いいたします。以上で、本日予定されておりました議事全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

(傍聴退出)

- 資 料
- ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業に係る配慮市長意見書作成のための意見聴取について (依頼) (写) 事務局資料
 - ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業計画段階配慮書に係る手続きについて 事務局資料
 - ・アサヒプリテック株式会社 横浜工場廃棄物発電焼却施設の建設事業計画段階配慮書の概要 事業者資料
 - ・(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業が環境に及ぼす影響について (諮問) (写) 事務局資料
 - ・(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 計画段階配慮書 手続及び第2分類事業に係る判定手続について 事務局資料
 - ・(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業 第2分類事業判

